

令和7年度岡山県備北保健所運営協議会 次第

日時:令和7年10月23日(木)

13:30~14:50

場所:新見市役所南庁舎3階 3A会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員・職員紹介

4 議 事

(1) 令和7年度備北保健所の重点施策等の概要について

(2) 意見交換

5 閉 会

令和7年度備北保健所運営協議会 出席者名簿

令和7年10月23日

所 属 (役職名)	氏 名	備 考	出欠
高梁医師会長	仲田 永造		出席
新見医師会長	吉田 徹		出席
高梁歯科医師会副会長	藤本 誠司		出席
新見歯科医師会長	森下 徹也		出席
岡山県薬剤師会新見支部長	渡邊 誠		出席
岡山県看護協会新見支部長	石垣 優美子		出席
備北保健所高梁愛育委員会長	平井 妙子		出席
備北保健所新見愛育委員会長	平田 国子		出席
備北保健所高梁栄養改善協議会長	三宅 貴子		出席
備北保健所新見栄養改善協議会長	田澤 美保子		出席
高梁食品衛生協会会长	三宅 亮三		出席
新見食品衛生協会会长	尾藤 嘉記		出席
新見市民生委員児童委員協議会会长	船越 孝則		出席
岡山県栄養士会新見支部長	立花 みどり		出席
岡山県議会議員	久徳 大輔		欠席
岡山県議会議員	小林 義明		出席
高梁市長	石田 芳生		出席
新見市長	石田 實		出席
新見市消防本部消防長	山田 邦広		出席
高梁警察所長	植野 幸治		出席
新見警察署長	森 康樹		出席

出席者：20名（委員20名・代理0名）／21名 (順不同・敬称略)

(事務局)

備北保健所長	曾我 圭司
備北保健課長	田頭 羊子
備北衛生課長	芦田 顕彦
新見地域保健課長	右近 明依
備北保健課地域保健班長	柳川 美香
備北保健課保健対策班長	山邊 順
新見地域保健課地域保健班長	北山 治子
新見地域保健課保健対策班長	沖野 雄一郎

令和7年度備北保健所運営協議会 配席図

R7.10.23

入口

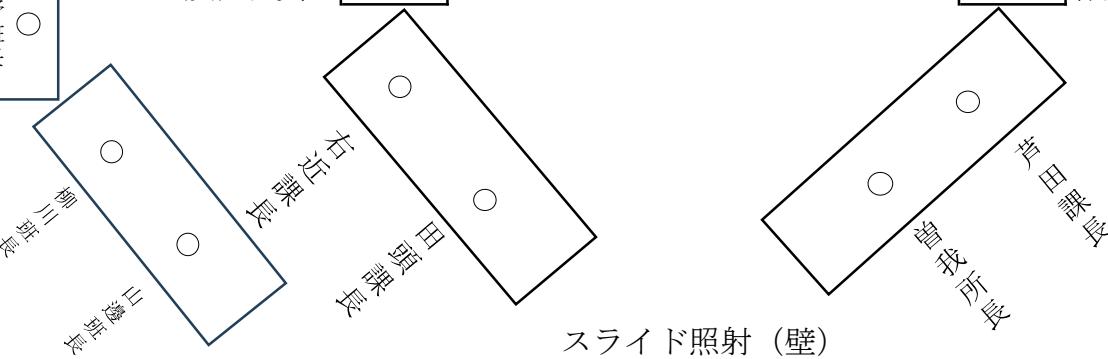
入口

新見市長
石田委員◆ 新見医師会長
吉田委員◆ 高梁医師会長
仲田委員◆ 高梁市長
石田委員◆

報道	
報道	
傍聴	

県議会議員 小林委員◆	○	○	○	○	新見栄養改善協議会長 田澤委員◆
高梁歯科医師会副会長 藤本委員◆	○	○		○	高梁食品衛生協会会长 三宅（亮）委員◆
新見歯科医師会長 森下委員	○			○	新見食品衛生協会長 尾藤委員◆
県薬剤師会新見支部長 渡邊委員	○			○	新見市民生委員 児童委員協議会長 船越委員◆
県看護協会新見支部長 石垣委員◆	○			○	県栄養士会新見支部長 立花委員◆
高梁愛育委員会長 平井委員◆	○		ポートブル マイク		新見市消防本部消防長 山田委員◆
新見愛育委員会長 平田委員◆	○		プロジェクター		高梁警察署長 植野委員◆
高梁栄養改善協議会長 三宅（貴）委員◆	○				新見警察署長 森委員

北山班長 ○	○
沖野班長 ○	



※◆は表彰式出席者

※傍聴定員は3名。

※受付は会場外正面に机1台（大会議室の机利用）

○地域保健法(抜粋)

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

○保健所運営協議会条例

(設置)

第一条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十一条の規定により、保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平九条例一二・全改）

(名称)

第二条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

(組織)

第三条 協議会は、委員三十人以内で組織する。

（平九条例一二・追加）

(委員)

第四条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときは、知事は、協議会の意見を聴いて、これを解任することができる。

（平九条例一二・旧第三条繰下・一部改正）

(会長及び副会長)

第五条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

（平九条例一二・旧第四条繰下）

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平九条例一二・旧第五条繰下）

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

（平九条例一二・旧第六条繰下）

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

（平九条例一二・旧第七条繰下・一部改正）

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成六年条例第三二号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成九年条例第一二号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

岡山県備北保健所運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岡山県備北保健所運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を岡山県備北保健所（以下「保健所」という。）に置く。

(目的)

第2条 協議会は地域保健法第11条により設置し、保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について協議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、市、関係行政機関、医療関係団体等の代表者又は職員、学識経験者等の中から岡山県知事が委嘱した者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は2年以内とし、再選を妨げない。

(会議)

第6条 会議の必要のあるときは会長がこれを召集する。

2 委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は保健所において処理する。

(その他)

第8条 この会則で定めるものほか必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成21年4月1日から施行する。

備北保健所運営協議会委員名簿

令和7年10月1日現在

氏名	所属(役職名)	備考
仲田 永造	高梁医師会長	
吉田 徹	新見医師会長	
藤本 誠司	高梁歯科医師会副会長	
森下 徹也	新見歯科医師会長	
小川 慎治	岡山県薬剤師会高梁副支部長	
渡邊 誠	岡山県薬剤師会新見支部長	
井村 純	岡山県看護協会高梁支部役員	
石垣 優美子	岡山県看護協会新見支部長	
平井 妙子	備北保健所高梁愛育委員会長	
平田 国子	備北保健所新見愛育委員会長	
三宅 貴子	備北保健所高梁栄養改善協議会長	
田澤 美保子	備北保健所新見栄養改善協議会長	
三宅 亮三	高梁食品衛生協会長	
尾藤 嘉記	新見食品衛生協会長	
角銅 勇二	高梁市民生委員児童委員協議会長	
船越 孝則	新見市民生委員児童委員協議会長	
荒木 枝里	岡山県栄養士会高梁・吉備支部長	
立花 みどり	岡山県栄養士会新見支部長	
久徳 大輔	岡山県議会議員	
小林 義明	岡山県議会議員	
石田 芳生	高梁市長	
石田 實	新見市長	
内田 武彦	高梁市消防本部消防長	
山田 邦広	新見市消防本部消防長	
植野 幸治	高梁警察署長	
森 康樹	新見警察署長	

※任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

※敬称略・順不同

備北保健所運営協議会委員名簿

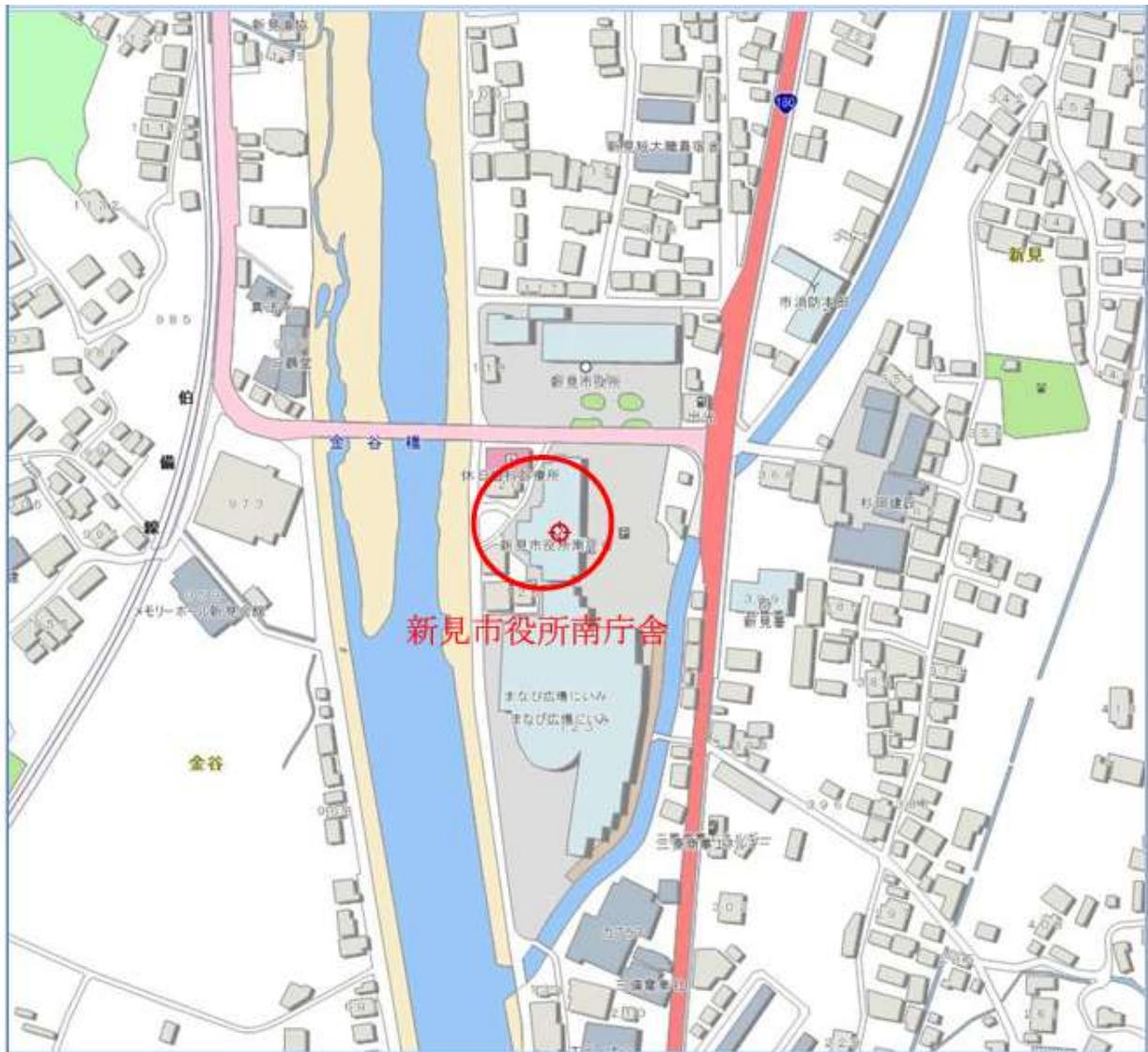
【参考】

団体名	R 7年出席依頼		備 考
	高梁	新見	
医師会	○	○	
歯科医師会	○	○	
薬剤師会	×	○	隔年
看護協会	×	○	隔年
愛育委員会	○	○	
栄養改善委員会	○	○	
食品衛生協会	○	○	
民生児童委員会	×	○	隔年
栄養士会	×	○	隔年
県議会	○	○	
市	○	○	
警察署	○	○	
消防本部	×	○	隔年

(注1) 「隔年」

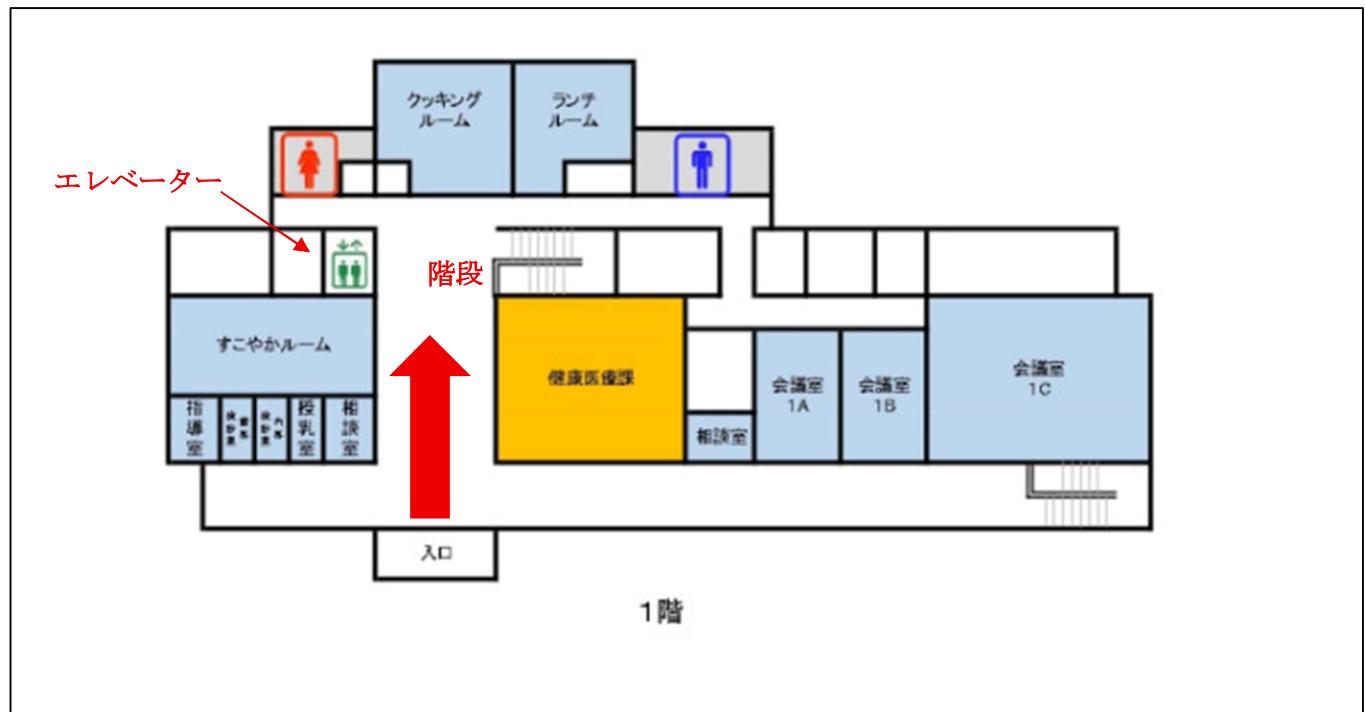
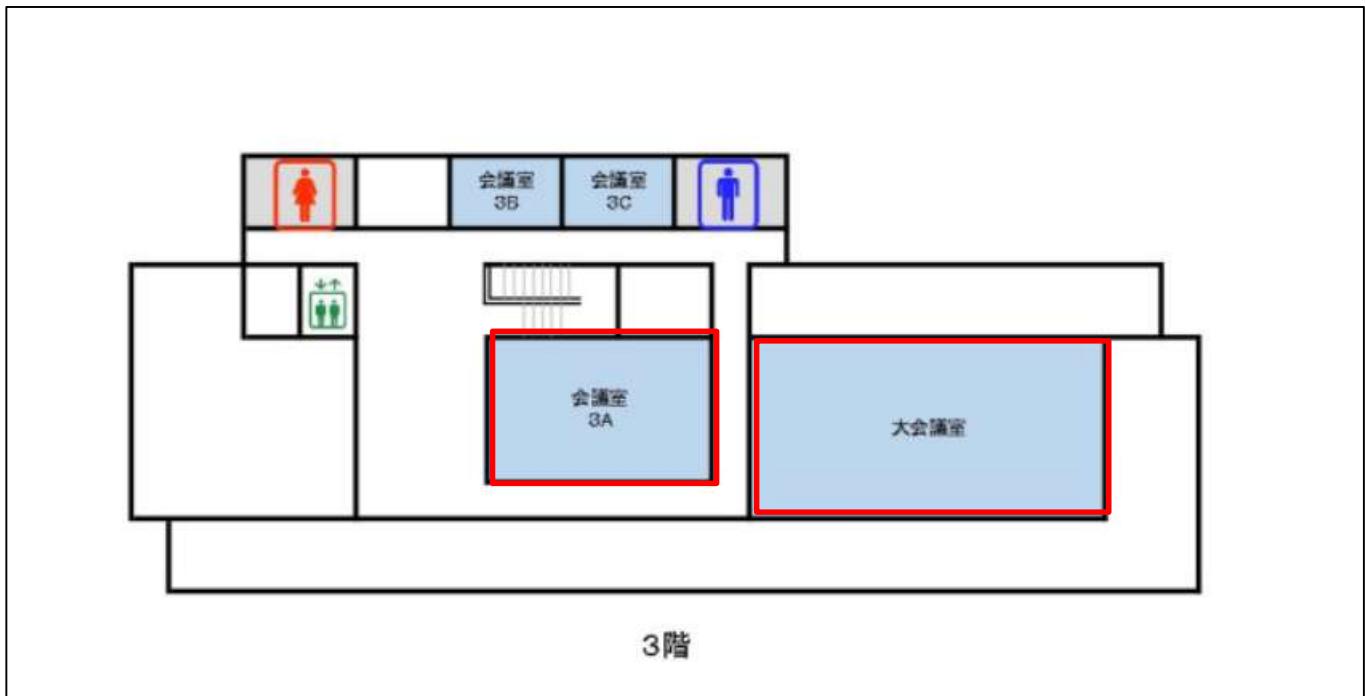
・・・同一分野からの委員について、隔年の出席【開催地】とするもの。

新見市役所南庁舎の周辺地図



©PASCO／©GeoTechnologies Inc.

新見市役所南庁舎の施設案内



※会場へは、1階入口からお入りいただき、エレベーター又は階段で3階までお越しください。

新見市役所ホームページ (https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/27.html)